

家庭内家具固定事業の申込書

令和 6 年 6 月 3 日

【同意事項】

- 申込後、世帯区分について、確認することに同意します。
- 取り付け後の器具の維持管理は申込者の責任により行い、その器具を原因として発生した事故等についての責任は、申込者にあることに同意します。

ふりがな	いわた たろう		
氏名	磐田 太郎		
〒 住所 磐田市	国府台 3-1		
電話番号	0538 - 37 - 2116		
取り付きたい家具	タンス 食器棚		
家の ^{くたい} 躯体	<input checked="" type="radio"/> 木造	<input type="radio"/> 鉄骨	その他 ()
家の種類	<input checked="" type="radio"/> 持家	<input type="radio"/> 借家 (大家に許可を取得済み)	その他 ()
世帯区分	<input checked="" type="radio"/>	① 要介護3以上の方がいる世帯	
	<input type="radio"/>	② 障害のある方がいる世帯（障害程度等級表の1級又は2級に該当）	
	<input type="radio"/>	③ 療養手帳の交付（A1、A2、A3の判定）を受けている方がいる世帯	
	<input type="radio"/>	④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯	
	<input type="radio"/>	⑤ 特定疾患医療受給者（難病指定患者）がいる世帯	
	<input type="radio"/>	⑥ 75歳以上の高齢者のみの世帯	
	<input type="radio"/>	⑦ 避難行動要支援者等	
	<input type="radio"/>	⑧ 一般世帯	
	家具1点につき ・要配慮世帯（①～⑦）無料 ・一般世帯（⑧）2,000円 ただし、上記は家具3点まで。4点以上はともに5,500円の自己負担。		
民生委員の立会い	<input type="checkbox"/> 希望する	<input checked="" type="checkbox"/> 希望しない	

【注意事項】

- ※対象は木製の家具を基本とします。電化製品は設置ができない場合があります。
- ※民生委員の立会いは、一人暮らしの高齢者が知らない人が家に入ることに対して抵抗がある場合、希望すれば地区担当の民生委員が立会いを行います。
- ※代理で申し込む場合のみご記入ください。

氏名	磐田 花子		
	連絡先 (0538-37-2114)	申込者との関係 (子)	